

地方のインフラ整備(下水道)

取りまとめ

「社会資本整備総合交付金のうち 下水道事業」(国土交通省所管事業)

「防災・安全交付金のうち 下水道事業」(国土交通省所管事業)

「下水道事業のうち 下水道事業調査費」(国土交通省所管事業)

- ・ 下水道事業について、本来、受益者負担の原則に則って運営されるべきところ、水道事業に比べて、国費による補助が大きいなど、必ずしも受益者負担の原則と整合的なものとはなっていない。
- ・ 汚水処理人口普及率が 90%を突破し、今後は老朽化に伴う維持管理・更新費の増大が懸念される。こうした中、持続可能な事業経営を行っていくためには、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化やコスト縮減を徹底し、国費による支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、汚水処理施設の未普及地域の解消や集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策に重点化していくべきである。
- ・ また、下水道事業の主体となる公営企業においては、資産状況を適切に把握し、将来の見通しをつけるため、人口 3 万人未満の自治体を含め公営企業会計の導入を促進すべきである。
- ・ さらに、国土交通省は地方自治体等と協働して、広域化(ICT 活用含む)やコンセッションをはじめとする PPP/PFI の導入など、コスト縮減の徹底を図るとともに、

PPP/PFI の導入等のため、使用料でどのような経費を負担しているのかわかるよう、コストの「見える化」を進め、適正な使用料水準や見通しを住民や事業者と共有していくべきである。